

# 会社・法人登記のことなら 司法書士にご相談ください!

役員任期を10年にして  
安心していませんか?

役員任期はまだまだ?

社長も知らないうちに  
会社が解散…

なんら登記もしていない状態が12年継続すると、その株式会社は「休眠会社」として、みなし解散による整理の対象となります。

法務大臣は、この「休眠会社」に対して、2か月以内に事業を廃止していない旨の届出をしてくださいという公告をすることになっています。また、法務局からも通知が送られてきます。

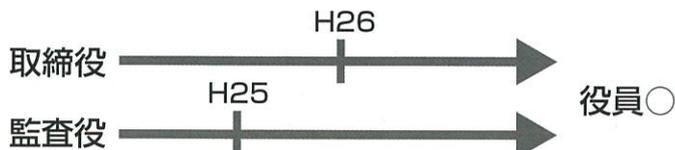
休眠会社が期間内にこの届出をしない場合、法律上「休眠会社」は解散したものとみなされることになっており、その解散登記も職権で行われることになっています。役員任期の確認をおろそかにしていると、いつのまにか自分の会社が解散しているかもしれませんので、ご注意ください。



日本司法書士会連合会

<http://www.shiho-shoshi.or.jp>

## ずっと社長は私だけど…



## なんら登記せずに12年経つと…

## 知らないうちに会社が解散？



## みなし解散

会社法第472条に基づき、会社が解散したものとみなされるケース。法定期間内に届出をしなければ、解散登記が職権で行われる。

## ●具体例

4月1日から翌年3月31日の決算期で、定時株主総会は3か月以内に開くこと（取締役の任期は2年とします）としている甲乙株式会社があったとします。この甲乙株式会社の取締役として平成16年6月に就任したAさんの任期は、本来2年後の決算期に関する定時株主総会（平成18年6月末日までに開催）をもって退任するはずでした。しかし、会社法施行後の定時株主総会で、取締役、監査役等の任期をそれまでの2年から10年に伸長していた場合は、このA取締役の任期も10年間に伸長されます。

## 役員の任期を10年に しませんでしたか？!

平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）が施行されてから、8年が経過しようとしています。施行日、つまり平成18年5月1日に在任していた取締役、監査役または清算人であった方の任期は、なにも定款変更をしていなければ、整備法第95条によって従来の任期で退任していたはずですが、しかし、会社法施行後に定款を変更して、役員の任期を10年にしていた場合は、その当時既に在任していた取締役の任期も、定款変更で定めた時まで伸長されます。

## 役員の任期はまだまだ… いやいやもうすぐです!

上記の具体例では、A取締役の任期は平成26年中に満了となります。また甲乙株式会社で、監査役の任期も10年に伸長していたとすれば、おそらく平成15年5~6月に監査役を選任していたでしょうから、監査役も、早ければ平成25年中には、既に任期が満了していることになります。役員の任期が満了していながら、適切に役員選任手続を行っていない場合には過料処分の対象となります。また、上記のような場合は「みなし解散」に該当する可能性もありますので、早めの対応が必要不可欠と思われれます。

## 役員任期の伸長について

### 株式会社の取締役の任期

株式会社の取締役の任期は、選任から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。ただし、全ての株式に譲渡制限の定めを設けている株式会社の取締役の任期は、次のとおりその任期を伸長することができる。

### 株式会社の監査役の任期

株式会社の監査役の任期は、選任から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。ただし、全ての株式に譲渡制限の定めを設けている株式会社の監査役の任期は、次のとおりその任期を伸長することができる。

### 役員任期の伸長

全ての株式に譲渡制限の定めを設けている株式会社の取締役、監査役の任期は、選任されてから10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる。

## ●お問い合わせは、お近くの司法書士会へ●

札幌司法書士会 ☎011-281-3505  
函館司法書士会 ☎0138-27-0726  
旭川司法書士会 ☎0166-51-9058  
釧路司法書士会 ☎0154-41-8332  
宮城県司法書士会 ☎022-263-6755  
福島県司法書士会 ☎024-534-7502  
山形県司法書士会 ☎023-623-7054  
岩手県司法書士会 ☎019-622-3372  
秋田県司法書士会 ☎018-824-0187  
青森県司法書士会 ☎017-776-8398  
東京司法書士会 ☎03-3353-9191  
神奈川司法書士会 ☎045-641-1372  
埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

千葉司法書士会 ☎043-246-2666  
茨城司法書士会 ☎029-225-0111  
栃木県司法書士会 ☎028-614-1122  
群馬司法書士会 ☎027-224-7763  
静岡県司法書士会 ☎054-289-3700  
山梨県司法書士会 ☎055-253-6900  
長野県司法書士会 ☎026-232-7492  
新潟県司法書士会 ☎025-244-5121  
愛知県司法書士会 ☎052-683-6683  
三重県司法書士会 ☎059-224-5171  
岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568  
福井県司法書士会 ☎0776-30-0001  
石川県司法書士会 ☎076-291-7070

富山県司法書士会 ☎076-431-9332  
大阪司法書士会 ☎06-6941-5351  
京都司法書士会 ☎075-241-2666  
兵庫県司法書士会 ☎078-341-6554  
奈良県司法書士会 ☎0742-22-6677  
滋賀県司法書士会 ☎077-525-1093  
和歌山県司法書士会 ☎073-422-0568  
広島司法書士会 ☎082-221-5345  
山口県司法書士会 ☎083-924-5220  
岡山県司法書士会 ☎086-226-0470  
鳥取県司法書士会 ☎0857-24-7013  
島根県司法書士会 ☎0852-24-1402  
香川県司法書士会 ☎087-821-5701

徳島県司法書士会 ☎088-622-1865  
高知県司法書士会 ☎088-825-3131  
愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065  
福岡県司法書士会 ☎092-714-3721  
佐賀県司法書士会 ☎0952-29-0626  
長崎県司法書士会 ☎095-823-4777  
大分県司法書士会 ☎097-532-7579  
熊本県司法書士会 ☎096-364-2889  
鹿児島県司法書士会 ☎099-256-0335  
宮崎県司法書士会 ☎0985-28-8538  
沖縄県司法書士会 ☎098-867-3526